

# 予算要求資料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：薬務水道費 目：水道費

## 事業名 **新** 水道事業広域連携推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 薬務水道課 毒劇物・水道係 電話番号：058-272-1111 (内 2573)

E-mail： c11224@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 19,116千円 (前年度予算額： 0千円)

### <財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収 入	寄附金	その他	県債	一般 財源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	19,116	9,558	0	0	0	0	0	0	9,558
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内の水道普及率は、平成12年度には95%に達し、以降はほぼ横ばいである。(平成30年度末で95.5% (最新)) これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化してきているが、現在、県内の水道事業は次の課題に直面している。

- ① 人口減少に伴う水需要の減少
- ② 水道施設の老朽化等による更新需要の増大
- ③ 職員の専門性の確保

改正水道法において、都道府県は「水道事業者に対する広域的な連携を推進する責務がある」と明記された。また、平成31年1月25日付け通知で「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定し、国へ報告するよう要請されている。

これらのことから、県がこれまで実施した水道事業者等の経営分析及び将来予測等を基に、単独経営と比較したシミュレーション業務を委託する。得られた結果に基づき、実際に取り組む広域化の内容を決定する。(「水道広域化推進プラン」を策定する。)

## (2) 事業内容

令和2年度までに実施した水道事業者等の経営分析及び将来予測、各水道事業者等の意向を踏まえ、県が設定した広域化パターンごとに財政収支のシミュレーションを行い、単独経営と比較したシミュレーション業務を委託する。

得られた結果を基に、各水道事業者等に提示し、「水道広域化推進プラン」を策定する。

## (3) 県負担・補助率の考え方

国1/2（生活基盤施設耐震化等事業指導監督交付金）

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	19,116	業務委託料（水道広域化推進プラン策定業務委託）
合計	19,116	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (2) 国・他県の状況

他県においても同様の事業を計画している。

### (3) 後年度の財政負担

「水道広域化推進プラン」の策定は単年事業であるものの、県内水道事業者への支援（広域連携の推進）は継続して行う必要がある。

### (4) 事業主体及びその妥当性

市町村の区域を越えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められていることから、県による事業実施は妥当である。

また、改正水道法には、水道事業者等の広域的な連携を推進することが都道府県の責務とされている。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 令和3年度に「水道広域化推進プラン」を策定し、令和4年度中に、県内の水道事業者（市町村長）に対して「水道広域化推進プラン」を示したうえで、公表するとともに、国へ報告する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
/	(H )	(H ) (H )	(H )	(H )	%
/	(H )	(H ) (H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

令和3年度の単年度において、広域連携に係るシミュレーション業務を委託し、「水道広域化推進プラン」の策定まで進めることから、目標や指標を設定することが適当ではない。

### （前年度の取組）

/

### （前年度の成果）

/

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い     △：必要性が低い	
(評価) ○	水道法や通知等により、都道府県の責務と位置付けられている。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) △	来年度（令和3年度）に事業を始めるため、今年度はまだ成果はない。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある	
(評価) ○	委託業務を進めていくに当たり、事前の調査などを行っており、事業の効率化は図られている。

### (今後の課題)

各水道事業者には「水道広域化推進プラン」を示すだけでなく、地域の事情を踏まえつつ、広域化のパターンごとの将来見通し・広域化の効果等を理解させ、広域連携の推進（支援）を継続的に行う必要がある。
---

### (次年度の方向性)

清流の国推進部市町村課と連携のうえ、県内の水道事業者に「水道広域化推進プラン」を示し、令和4年度中には公表するとともに、国へ報告する。
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	